

第 110 号

**令和 6 年度山梨県一般会計補正予算（第 12 号）**

令和 6 年度山梨県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,420,132 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 545,234,194 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の変更及び追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の変更及び追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		96,571,156	4,009,950	100,581,106
	3 地方消費税	10,055,550	4,009,950	14,065,500
2 地方消費税清算金		42,177,053	1,857	42,178,910
	1 地方消費税清算金	42,177,053	1,857	42,178,910
9 国庫支出金		60,445,700	330,217	60,775,917
	1 国庫負担金	20,060,883	310,415	20,371,298
	2 国庫補助金	38,943,900	15,368	38,959,268
	3 国庫委託金	1,440,917	4,434	1,445,351
10 財産収入		578,375	397	578,772
	1 財産運用収入	293,134	397	293,531

11 寄 附 金		177,671	8,784	186,455
	1 寄 附 金	177,671	8,784	186,455
12 繰 入 金		17,743,364	△ 131,313	17,612,051
	2 基 金 繰 入 金	17,006,634	△ 131,313	16,875,321
13 繰 越 金		1	4,020,948	4,020,949
	1 繰 越 金	1	4,020,948	4,020,949
14 諸 収 入		93,808,809	148,292	93,957,101
	3 貸 付 金 等 償 還 金	88,379,675	135,000	88,514,675
	6 雑 入	1,472,224	13,292	1,485,516
15 県 債		57,832,000	31,000	57,863,000
	1 県 債	57,832,000	31,000	57,863,000
歳 入 合 計		536,814,062	8,420,132	545,234,194

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,047,138	4,336	1,051,474
	1 議 会 費	1,047,138	4,336	1,051,474
2 総 務 費		40,072,320	576,864	40,649,184
	1 総 務 管 理 費	17,276,642	323,821	17,600,463
	2 企 画 費	11,602,753	137,450	11,740,203
	3 徴 税 費	3,776,803	82,791	3,859,594
	4 市 町 村 振 興 費	1,892,605	△ 5,625	1,886,980
	6 防 災 費	4,232,865	30,894	4,263,759
	7 統 計 調 査 費	345,957	8,022	353,979
	8 人 事 委 員 会 費	137,010	2,304	139,314
	9 監 査 委 員 費	160,483	△ 2,793	157,690

3 民 生 費		62,120,955	432,210	62,553,165
	1 社 会 福 祉 費	44,974,037	211,924	45,185,961
	2 児 童 福 祉 費	15,930,462	218,627	16,149,089
	3 生 活 保 護 費	1,080,987	1,659	1,082,646
4 衛 生 費		18,731,488	13,606	18,745,094
	1 公 衆 衛 生 費	6,009,135	22,808	6,031,943
	2 環 境 衛 生 費	2,301,616	6,824	2,308,440
	3 保 健 所 費	1,009,015	21,435	1,030,450
	4 医 薬 費	9,411,722	△ 37,461	9,374,261
5 労 働 費		1,795,435	115,797	1,911,232
	1 労 政 費	159,895	14,631	174,526
	2 職 業 訓 練 費	1,413,175	102,529	1,515,704
	3 労 働 力 対 策 費	145,092	690	145,782

	4 労働委員会費	77,273	△ 2,053	75,220
<b>6 農林水産業費</b>		<b>25,527,691</b>	<b>442,849</b>	<b>25,970,540</b>
	1 農業水産業費	5,178,401	209,495	5,387,896
	2 畜産業費	1,117,062	60,344	1,177,406
	3 農地費	9,241,561	4,584	9,246,145
	4 林業費	9,990,667	168,426	10,159,093
<b>7 商工費</b>		<b>79,686,863</b>	<b>29,013</b>	<b>79,715,876</b>
	1 商工費	78,644,679	62,713	78,707,392
	2 観光費	1,042,184	△ 33,700	1,008,484
<b>8 土木費</b>		<b>83,545,067</b>	<b>133,603</b>	<b>83,678,670</b>
	1 土木管理費	3,535,028	121,253	3,656,281
	2 道路橋りょう費	42,445,371	1,522	42,446,893
	3 河川砂防費	18,461,626	10,828	18,472,454

9 警 察 費		25,132,305	761,109	25,893,414
	1 警 察 管 理 費	22,039,012	740,789	22,779,801
	2 警 察 活 動 費	3,093,293	20,320	3,113,613
10 教 育 費		90,045,007	1,916,689	91,961,696
	1 教 育 総 務 費	15,295,309	91,844	15,387,153
	2 小 学 校 費	25,524,543	694,864	26,219,407
	3 中 学 校 費	14,222,236	380,535	14,602,771
	4 高 等 学 校 費	14,858,127	386,130	15,244,257
	5 特 別 支 援 学 校 費	7,901,264	228,839	8,130,103
	6 社 会 教 育 費	4,052,643	91,577	4,144,220
	7 保 健 体 育 費	915,891	42,347	958,238
	9 私 学 振 興 費	5,857,967	553	5,858,520
13 諸 支 出 金		35,244,313	3,994,056	39,238,369

	5 諸 費	35,221,470	3,994,056	39,215,526
歳 出 合 計		536,814,062	8,420,132	545,234,194



第2表 繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費			交 通 対 策 費	16,832
	2 企 画 費			コーポレートブランド 「やまなし」推進事業費	13,200
				富士山観光エコシステム 整備推進事業費	6,288
				地域環境保全対策費	6,640
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費			老人福祉施設整備費	365,283
	2 児 童 福 祉 費			愛宕山こどもの国費	33,176
5 労 働 費	2 職 業 訓 練 費			職業能力開発推進費	36,753
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 水 産 業 費			果樹生産指導費	36,800
				鳥獣害防止対策 総合実践事業費	22,000
	3 農 地 費	県営土地改良事業費	953,085	県営土地改良事業費	1,026,585
		森林管理道開設費	141,302	森林管理道開設費	189,684

	4 林業費	林道改良費	150,527	林道改良費	186,172
				森林居住環境整備事業費	159,940
				小規模治山事業費	45,415
				鳥獣保護費	52,796
8 土木費	1 土木管理費	生活関連土木施設整備事業費	86,250	生活関連土木施設整備事業費	456,540
	2 道路橋りょう費	道路維持修繕費	2,376,500	道路維持修繕費	2,638,200
		国道橋りょう改築費	1,518,500	国道橋りょう改築費	1,568,500
		県道橋りょう改築費	3,815,000	県道橋りょう改築費	4,950,380
		緊急道路整備費	4,135,380	緊急道路整備費	5,427,380
		国道橋りょう修繕費	1,407,900	国道橋りょう修繕費	1,480,900
		県単独道路橋りょう整備費	1,236,050	県単独道路橋りょう整備費	1,763,050
		交通対策道路事業費	159,300	交通対策道路事業費	269,400
		河川防災情報基盤緊急整備事業費	42,000	河川防災情報基盤緊急整備事業費	108,500

	3 河川砂防費			広瀬ダム管理費	2,100
				荒川ダム管理費	3,400
	4 都市計画費	都市公園建設費	192,850	都市公園建設費	721,793
10 教育費	1 教育総務費			運営諸費	10,949
	4 高等学校費			高校施設整備費	27,053
11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費			令和6年災害復旧費	471,400

第3表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
やまなし地域づくり交流センターの管理について協定を締結すること。			令和7年度から 令和10年度まで	145,956 千円
中小企業人材開発センターの管理について協定を締結すること。			令和7年度から 令和10年度まで	69,605 千円
あけぼの医療福祉センター成人寮の管理について協定を締結すること。			令和7年度から 令和10年度まで	15,064 千円
やまなしパラスポーツセンターの管理について協定を締結すること。			令和7年度から 令和8年度まで	88,129 千円
緑が丘スポーツ公園の管理について協定を締結すること。			令和7年度から 令和10年度まで	328,360 千円
八ヶ岳牧場の管理について協定を締結すること。			令和7年度から 令和10年度まで	819,915 千円
国庫補助土地改良事業（畑地帯総合整備事業）について請負契約を締結すること。			令和7年度	195,000 千円
国庫補助土地改良事業（耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業）について請負契約を締結すること。			令和7年度	70,000 千円
国庫補助土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）について請負契約を締結すること。			令和7年度	50,000 千円

主要地方道富士川身延線道路改良工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。			令和7年度	150,000千円
一般県道朝日小沢猿橋線道路改良工事（大月市）について請負契約を締結すること。			令和7年度	60,000千円
一級河川新名庄川改修工事1工区（南都留郡忍野村）について用地取得及び物件移転補償契約を締結すること。	令和7年度	35,000千円	令和7年度	60,000千円
県営住宅（甲府市内、山梨市内及び笛吹市内の団地以外の団地並びに貢川団地に限る。）の管理について協定を締結すること。			令和7年度から 令和10年度まで	1,632,815千円
特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅（甲府市内及び山梨市内の団地以外の団地に限る。）の管理について協定を締結すること。			令和7年度から 令和10年度まで	39,114千円
県営住宅、特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅（貢川団地を除く甲府市内、山梨市内及び笛吹市内の団地に限る。）の管理について協定を締結すること。			令和7年度から 令和10年度まで	807,032千円
県立図書館の管理について協定を締結すること。			令和7年度から 令和11年度まで	537,802千円
警察本部事件対策システム及び警察本部総合指揮システムの構築及び保守について委託契約を締結すること。			令和6年度から 令和13年度まで	291,455千円
警察本部情報管理システムの構築及び保守について委託契約を締結すること。			令和6年度から 令和13年度まで	158,081千円

第4表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
愛宕山こどもの国整備費	5,000	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む)	5.0 % 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。	36,000	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む)	5.0 % 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
計	57,832,000				57,863,000			